

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和元年（ネ）第4457号
事 件 名	各損害賠償請求控訴事件
判決年月日	令和2年10月20日
判 示 事 項	夫婦同氏を定める民法及び戸籍法の規定の合憲性
判 決 要 旨	夫婦同氏を定める民法750条及び戸籍法74条1号の内容は、憲法14条1項及び24条に違反しない。
事案の概要	<p>本件は、X1ら（原告・控訴人）が、いずれも、婚姻後の夫婦の氏として夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する旨を記載した届書を提出して婚姻の届出をしようとしたが、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定める民法750条及び婚姻の届書に「夫婦が称する氏」の記載を求める戸籍法74条1号の各規定（以下「本件各規定」という。）に違反することを理由として、当該届出を不受理とされたところ、本件各規定が憲法14条1項及び24条又は人権に関する国際条約に違反し、国会が本件各規定の改廃等の立法措置を執らなかつたことは違法であり、これにより、法律婚をすることによる法律上の利益を享受することができず、夫婦であることの承認を受けられないなどの不利益を被り、多大な精神的苦痛を受けたと主張して、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料の支払を求めた事案である。</p> <p>第1審判決（東京地裁令和元年10月2日判決）がX1らの請求をいずれも棄却したことから、X1らが控訴した。</p>
訟 務 月 報	67巻8号